

## 平成17年度 田村広域行政組合人事行政の運営等の状況

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の2及び田村広域行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年田村広域行政組合条例第3号)第2条の規定に基づき、平成17年度田村広域行政組合の人事行政の運営等の状況の概要を公表します。

### 1. 職員の任免及び職員数に関する状況

#### (1) 職員の任免状況 (平成17年度)

区 分	任 用	退 職		
	採用	定年	勸奨	自己都合その他
一般行政職	0人	0人	0人	0人
技能労務職	0人	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人	0人

#### (2) 部門別職員数の状況 (平成17年4月1日現在)

部 門	区 分		職員数(人)		対前年増減数(人)	
	平16	平17	平16	平17	平16	平17
総務課	2	4	0	2		
衛生課	46	44	△2	△2		
環境課	2	3	0	1		
合 計	50	51	△2	1		

### 2. 職員の給与の状況

#### (1) 人件費の状況 (平成17年度決算)

区 分	歳出総額 A	人件費 B	人件費率 (B/A)	前年度の 人件費率
平成17年度	千円 3,148,828	千円 413,598	% 13.1	% 19.9

#### (2) 職員給与費の状況 (平成17年度決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当り給与費 (B/A)	前年度の 一人当り給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
平成17年度	人 51	千円 191,045	千円 36,972	千円 76,255	千円 304,272	千円 5,966	千円 6,101

※職員手当には退職手当は含みません。

#### (3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (平成17年4月1日現在)

区 分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料 月額	平均給与 月額	平均年齢	平均給料 月額	平均給与 月額	平均年齢
平成17年度	円 315,436	円 362,205	歳 43.6	円 309,665	円 364,871	歳 44.4

※平均給与月額とは、給料と職員手当(期末手当、勤勉手当、退職手当及び寒冷地手当を除く。)の合計を職員数で除した金額です。

(4) 職員の初任給の状況（平成17年4月1日現在）

区 分		田村広域行政組合	
		決定初任給	採用2年経過日 給 料 額
一般行政職	大学卒	170,700 円	184,400 円
	短大卒	148,500 円	160,200 円
	高校卒	138,800 円	148,500 円
技能労務職	高校卒	138,800 円	148,500 円

(5) 一般行政職の級別職員数の状況（平成17年4月1日現在）

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務	主事補	主事	主査	係長 主査	主任主査	課長・主幹 出先機関の長	事務局長 参事・課長	
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人
構成比	%	%	%	%	%	%	%	%
		18.15	18.15	9.1	27.3	27.3		100

(6) 職員期末・勤勉手当の状況（平成17年度）

期 末 ・ 勤 勉 手 当	区 分	田村広域行政組合			国		
		期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
	6月期支給率	月分 1.40	月分 0.70	月分 2.10	月分 1.40	月分 0.70	月分 2.10
	12月期支給率	月分 1.60	月分 0.75	月分 2.35	月分 1.60	月分 0.75	月分 2.35
	計	月分 3.00	月分 1.45	月分 4.45	月分 3.00	月分 1.45	月分 4.45
	職制上の段階職務の 級等による加算措置	有			有		

(7) その他の職員手当の状況

扶 養 手 当 (月 額)	区 分	田村広域行政組合
	扶養親族として 配偶者・子等を 有する職員	配偶者
扶養親族 (扶養しない配偶者を有する場合)		1人目のみ 6,500円
扶養親族 (配偶者なし)		1人目のみ 11,000円
上記以外の扶養親族 (配偶者を除く)		2人目まで、1人当り 6,000円 3人目から、1人当り 5,000円

住居手当 (月額)	区 分		田村広域行政組合
	住居の区分	持ち家(世帯主)	新築・購入後5年間 3,500円
			上記以後の場合 2,500円
	借家・借間(世帯主)	最高支給限度 27,000円 (家賃9,500円以上の場合)	

通勤手当 (月額)	区 分		田村広域行政組合
	交通手段の区分	公共交通機関利用者 (通勤距離2km以上)	51,000円までは運賃相当額 上記以上は、下記の算式による (運賃額－51,000円×1/2+51,000円)
		自家用車等利用者 (通勤距離2km以上)	通勤距離2km～60km:2,200円～31,900円 60km超:33,500円

寒冷地手当 (月額)	区 分		田村広域行政組合
	世帯主である職員	扶養親族のある職員	17,800円
		その他の職員	10,200円
	その他の職員		7,360円

※支給期間は毎年11月から3月までの5か月間です。

特殊勤務手当	手当の種類	不快手当・公金取扱手当 消化槽及び浄化槽清掃手当
--------	-------	-----------------------------

※田村地方衛生処理センター職員にのみ支給。

### 3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況 (平成17年4月1日現在)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休息时间	休憩時間	週休日
40時間	午前 8時30分	午後 5時15分	正午から午後0時15分まで 及び午後3時から午後3時 15分まで	午後0時15分 から午後1時 まで	土曜日 日曜日

※田村地方衛生処理センターは、開始時刻午前8時から終了時刻午後4時45分となっています。

(2) 年次休暇の状況 (平成17年1月1日～平成17年12月31日)

総付与日数	総使用日数	対象職員数	平均取得日時数	取得率
A	B	C	B/C	B/A
1,665日	743.5日	51人	14.6日	44.65%

(3) 休暇等の種類 (平成17年4月1日現在)

区 分	事 由	期 間	備 考
年次有給休暇	1暦年ごとにおける休暇	年20日(20日を超えない範囲内の残日数を繰越すことができる。)	
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	最小限必要と認められる期間	疾病の区分に応じた期間は有給
特別休暇 (主なもの)	産前・産後休暇	出産予定日の6週間前から出産の日まで及び 出産の日から8週間を経過する日までの期間	有給
	配偶者の出産	2日以内	有給
	育児時間休暇	生後1年未満の子を育てる職員が、必要と認められる授乳等を行う場合 1日60分以内	有給
	子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子を看護する必要がある場合 1の年において5日以内	有給
	結婚休暇(職員が結婚する時)	連続する5日以内	有給
	忌引休暇  【職員の親族が死亡した時(生計を一にしている姻族の場合は、血族に準ずる。)]	配偶者 10日 血族父母 7日 血族子 5日 血族祖父母 3日 血族孫 1日 血族兄弟姉妹 3日 など	有給
	父母の祭日休暇 (父母の法要等のための休暇)	その都度1日以内	有給
	夏期休暇 (夏季における家庭生活充実のための休暇)	毎年7月1日から9月30日までの期間内において3日以内	有給
介護休暇	負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり親族を介護しなければならないとき。6月を限度として必要と認められる期間		無給

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況 (平成17年度)

処分の種類	処分者数	内 容
分限処分	0人	分限処分とは、公務能率の維持を目的にした処分で、勤務成績が良くない場合、心身の故障のため職務の遂行に支障等がある場合、職務に必要な適格性を欠く場合等の際に、職員に対して行われる処分です。
懲戒処分	免職	0人
	停職	0人
	減給	0人
	戒告	0人
		懲戒処分とは、職員の義務違反に対する道義的責任を問い、秩序維持を図ることを目的にした制裁的な処分で、地方公務員法など又は条例、規則、規定に違反した場合、職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合、全体の奉仕者にふさわしくない非行があった場合等の際に、職員に対し行われる処分です。

## 5. 職員のサービスの状況（平成17年度）

※地方公務員法第30条では、すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務遂行にあたっては全力でこれに専念しなければならないこととされています。このサービスの基本原則を忠実に実行するため、次のように職員には様々な義務や制限が課せられています。

区 分	内 容	違反者数
命令に従う義務 (地公法第32条)	職員は、法令に従い、かつ、上司の命令に従わなければならない。	0人
信用失墜行為の禁止 (地公法第33条)	職員は、職の信用を傷つけ、又は職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。	0人
秘密を守る義務 (地公法第34条)	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。	0人
職務に専念する義務 (地公法第35条)	職員は、勤務時間中、職務に注意力のすべてを用い、職務にのみ専念しなければならない。	0人
政治的行為の制限 (地公法第36条)	職員は、政治活動等に関与してはならない。	0人
争議行為の禁止 (地公法第37条)	職員は、ストライキ等をしてはならない。	0人
営利企業等への従事制限 (地公法第38条)	職員は、許可を受けなければ、営利を目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。	0人

## 6. 公平委員会の状況（平成17年度）

### (1) 公平委員会の事務の委託

※地方公務員法第7条第4項の規定に基づき、本組合は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を、福島県に委託しています。

また、毎年7月末日までに前年度の業務の状況の報告を県人事委員会から受けることとしています。

### (2) 公平委員会の権限

※公平委員会の権限は地方公務員法第8条第2項に定められています。その内容は次の通りです。

- ・職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- ・職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。
- ・職員の苦情を処理すること。

### (3) 県人事委員会より報告を受けた公平委員会の業務の状況

- ① 勤務条件に関する措置の要求の状況……………該当なし
- ② 不利益処分に関する不服申立ての状況……………該当なし
- ③ 人事行政相談の状況……………該当なし
- ④ その他

#### ア. 職員団体の登録の状況

- ・登録職員団体名：田村地方広域行政組合職員労働組合
- ・変更登録年月日と変更内容：平成17年12月12日 役員の変更  
平成17年12月21日 規約の変更

#### イ. 管理職員等の範囲の指定の状況（県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の改正月日） 平成17年5月27日

## 7. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況（平成17年度実施状況）

なし

(2) 勤務成績の評定概要（平成17年度）

なし

## 8. 職員の福祉及び利益の保護の状況（平成17年度）

(1) 職員の福利厚生状況

給付事業名称	内 容
生活習慣病予防検診	職員の健康診断（年1回）
職場レクリエーション助成事業	レクリエーション活動助成金（職員1人当り 10,000円）

(2) 公務災害補償制度

加入団体	災害件数	災害の概要
地方公務員災害補償基金福島県支部	2	左下腿挫創、左肘部・左下腿擦過傷、頭部蜂刺傷